

# 会則別紙8 新旧対照表

現行

会則別紙8

## 成田の森カントリークラブ 休会手続要項

手続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。</p> <p>※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。</p> <p>※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。</p> <p>※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。</p> <p>※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。</p> <p>※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書</p> <p>② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請事由</th> <th style="width: 50%;">添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養(内容による)</td> <td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>遠隔地への転勤・転居 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県以外)</td> <td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、健康保険証の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。</p> <p>※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。</p> <p>※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県以外)	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、健康保険証の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県以外)	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、健康保険証の写し等						
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><b>書類送付先</b></td> <td style="width: 50%;"><b>連絡先</b></td> </tr> <tr> <td>成田の森カントリークラブ 会員課 〒289-0426 千葉県香取市山倉2628-4</td> <td>電話 0478-79-1000 FAX 0478-79-1010</td> </tr> </table>	<b>書類送付先</b>	<b>連絡先</b>	成田の森カントリークラブ 会員課 〒289-0426 千葉県香取市山倉2628-4	電話 0478-79-1000 FAX 0478-79-1010		
<b>書類送付先</b>	<b>連絡先</b>						
成田の森カントリークラブ 会員課 〒289-0426 千葉県香取市山倉2628-4	電話 0478-79-1000 FAX 0478-79-1010						



※2026年1月1日改定後

会則別紙8

## 成田の森カントリークラブ 休会手続要項

手続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。</p> <p>※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。</p> <p>※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。</p> <p>※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。</p> <p>※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。</p> <p>※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書</p> <p>② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請事由</th> <th style="width: 50%;">添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養(内容による)</td> <td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>遠隔地への転勤・転居 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県以外)</td> <td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、<b>運転経歴証明書の写し</b>、健康保険証の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。</p> <p>※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。</p> <p>※ 運転免許証、<b>運転経歴証明書</b>、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。</p> <p>※ <b>運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限り</b>ます。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県以外)	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 <b>運転経歴証明書の写し</b> 、健康保険証の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県以外)	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 <b>運転経歴証明書の写し</b> 、健康保険証の写し等						
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><b>書類送付先</b></td> <td style="width: 50%;"><b>連絡先</b></td> </tr> <tr> <td>成田の森カントリークラブ 会員課 〒289-0426 千葉県香取市山倉2628-4</td> <td>電話 0478-79-1000 FAX 0478-79-1010</td> </tr> </table>	<b>書類送付先</b>	<b>連絡先</b>	成田の森カントリークラブ 会員課 〒289-0426 千葉県香取市山倉2628-4	電話 0478-79-1000 FAX 0478-79-1010		
<b>書類送付先</b>	<b>連絡先</b>						
成田の森カントリークラブ 会員課 〒289-0426 千葉県香取市山倉2628-4	電話 0478-79-1000 FAX 0478-79-1010						